

史料解説・新渡戸稻造他『大学制度改正私見』

中野実

解説

ここに紹介する新渡戸稻造他『大学制度改正私見』という文書（以下「本文書」と記す）は、大正期における教育制度全般、なかんづく大学制度の再編・拡充の動向の渦中に、帝国大学教授十六名が連署して公表した改革私案である。

明治末年から本格化していくわゆる学制改革問題の審議は、本文書の公表当時（大正七年二月）には教育調査会（一九一三年六月 勅令一七六号）から「内閣總理大臣ノ監督ニ属シ教育ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議」する臨時教育会議（一九一七年九月 勅令一五二号）へと引きつがれていた。政府当局はこの臨時教育会議に対して、多年の懸案を一挙に解決し、さらに進んで教育制度全般を再編拡充すべく強い姿勢をもって臨んでいた。一方、これらの機関の審議と併行して東京帝国大学においても大正初年來帝国大学令、大学令等の改正の審議が継続されていた。

本文書が公表された翌三月、東京帝国大学には帝国大学制度調査委員会が設置され、総長の諮問事項に関する審議を開始している。五月には内閣は臨時教育会議に対して諮問第三号「大学教育及専門教育ニ関スル件」を発している。この諮問答申（同年六月二十二日）に沿って戦前期における日本の大学の法制度を整備し完成した大学令が公布されたのであった。

本文書はこのような大学に関する「最後の改革」期と評された時点で公表されていたが教育史・大学史の上でこれまでまったく取り上げられていなかつた史料である。大正期の大学制度改革案はすでに多く紹介され研究されてきた。

本文書はそれら既出のものに比して優るとも劣らぬ史料的価値を持つものと思える。そして、さらにつけるならば、本書は、大正期の大学改革の研究においては、学術研究の長足な発展とともに研究組織や体制と大学制度との関係等の実態的究明が重要な課題となる、ということを意識させる史料である。以下文書の所在、性格、内容等について簡単な解説を附しておこう。

* 帝国大学制度調査委員会について、本紀要に収録されている館昭「帝国大学制度調査委員会に関する一考察」を参照。

一、文書の性格と当時の報道

本文書は早稲田大学図書館に所蔵されている（請求番号 ト3-1640）。現在のところこの早稲田所蔵本以外のテキストはみつかっていない。菊版洋紙に活版で印刷され、序文一頁本文十二頁である。

本文書が作成された時期については正確には確定できない。序文にある大正七年二月という日付は配布の時期と解するのが妥当と考えられる。部数についても不明であるが、頭書の文言（以印刷代贋写）や序文から推して少なくない数だったのではないかと思われる。

本文書は実際に誰れに配布されたのであろうか。次にその点についておこう。

早稲田所蔵本には平沼淑郎による寄贈をあらわす印が押してある。日付は大正七年五月一日である。当時、平沼淑郎（一八六四～一九三八）は臨時教育会議の委員であり、かつ前記諮問第三号審議の主査委員のメンバーであった。また、同会議総会速記録に本文書に言及した委員の発言がみられる。発言者

は高木兼寛（当時貴族院議員・東京慈恵会医院医学専門学校長・男爵医学博士）である。以下少し長くなるが発言を引用しておこう。

「次ニ私ノ同僚ノハ、此書面ハ医科大学教授新渡ニ

「次ニ私ノ伺ヒタイノハ、此書面ハ医科大学教授新渡戸博士外十六名ヨリ送
ラレマシタ書面ニ依レバ大学院ト云フ如キハ最早時代ヲ過ギテ居ル、別ニ学
術ノ蘊奥ヲ究ムル為ニハ研究所ト云フモノヲ設置シナケレバナラスト云フ意
見ガ縹々述ベテアル、世界ノ大勢ハ斯ノ如キモノデアルト云フコトガ述べテ

ゴザイマスガ、今日或ル委員ノ御話中ニモ大学院ノ御話モアリマシタガ、是

1 教育時論〔大正七年三月二十五日、一一八六号〕・時事・大学制度改革私案
はじめに、新渡戸稻造博士他十五博士は連名を以て大学制度改革私見として左の如き案を発表したり、と記し、本文書中説明書を除いた「大学制度改革草案」のみ全文掲載している。論評はなされていない。

ダケノ當局ニ於テ何カ御取調ニナシタヤウナコトガゴザイマスカ
ナ・タ・ニ・モ・參・ツ・テ・居・ル・ト・思・ヒ・マ・ス・ガ、是ニ依・ツ・テ・見・マ・ス・レ・バ・大・学・教・育・ノ・内・容・上・
ニ・於・キ・マ・シ・テ・ハ・大・ニ・革・新・ヲ・要・ス・ル・コ・ト・ガ・ア・ル、今・日・ノ・大・学・院・デ・サ・ス・ベ・キ・コ・ト・
・、一・般・ノ・実・務・の・教・育・ヲ・ス・ル・コ・ト・ト・シ・兼・ネ・タ・ル・如・キ・モ・ノ・デ・アル・カ・ラ・十・分・効・
果・ヲ・奏・セ・ヌ・ト・云・フ・意・見・ヲ・述・ベ・テ・アル・ノ・デ・ア・リ・マ・ス・、是ニ就・テ・當・局・ハ・固・ヨ・リ・御・
承・知・ノ・コ・ト・デ・ナ・ケ・レ・バ・ナ・ラ・ム・ト・思・ヒ・マ・ス・ガ、果・シ・テ・サ・ウ・云・フ・事・実・ノ・モ・ノ・デ・ア・
リ・マ・ス・ル・カ、當・局・ハ・之・ニ・対・シ・何・等・カ・御・意・見・ガ・ア・リ・マ・セ・ウ・カ・伺・ヒ・タイ・」

この高本発言に對して文部次官田所美治は「近來大学教授ノ十數名ノ人ヨリ
調べマシタ意見ヲ私モ一部受取リマシテ、其中ノ人々ニ承ツテ聽イタコトガア
リマス」と応答している。

以上のようなことから本文書は最小限當時の学制改革の要路者及大学関係者には配布された、と推定することができる。

* なお、『臨時教育会議関係文書目録』(教育史料目録2 国立教育研究所編一九七七年十月)は、臨時教育会議で配布された全資料を複刻したものであるが、同書にも本書は収録されていない。

ところで、本文書は当時かなりの社会的注目を集めたようである。ここに筆者の管見には「教育時論」及び「日本人及日本文化」の記事を紹介する。

一一八三頁～一九二頁 海後宗臣編『臨時教育会議の研究』五七八頁～五八四頁を参照)

3 教育時論〔同年・四・二五、一一八九号〕・時事・少壯教授の主張・少壯教授と称せられる東西大学の教授が、臨時教育会議における改革の動向や東京帝国大学の帝国大学制度調査委員会の審議に對して、別動を以て意見を主張して居る、としている。署名者十六名がはじめてあきらかにされ、本文書が、帝国大学教授中の有志により、独自に研究されてまとめられた改革意見である、と正確に指摘している。改革案の内容として転載されているのは、前述教育時論と同じである。

4 同誌〔同号〕・短評・少壯教授連の蹶起・前述『少壯教授の主張』を補い、文書の改革案の趣旨を「近來稀有の快事」と評価している。その内容は次のように述べられている。「蓋し社会変遷進歩の著しき時代は最早帝国大学が最高の学府なりと云ふが如き虚榮ニ吾人は敢て虚榮と言うリを許さず、大学に官私の区別を置くが如き時代も亦將に去らんとす、帝大が最高の学府なりなどゝ称すればこそ、其卒業生の多くが厭然たる学者を以て自任し、之が為めに却て世の活事務に汚濁なるの結果を来たす」と。そして、大学を学術技術の教授とその蘊奥の攻究とに画然と分けた、文書の趣旨に沿って、それぞれの果をすべき機能を続けてのべている。すなわち前者については実際的な「活きた人、働く人」を、後者は「國家指導の任に膺る謂ゆる学者」を養ふようにする、と。加えて、当時の大学改革の大きな課題のひとつである私立大学の認可との関連に触れて、「断然官私の区別を撤去し、一種無差別の取扱を為すことせば、自から私學に於ける責任上の自覺を来たし、銳意從来に於ける短所を補うに努め遂に官立と等差なきに至るべきや疑を容れず」とものべている。

5 日本及日本人〔同年・五・一、七三〇〕、學界片々・大學改革案發表・本欄の特徴は、文書を大學院の改造との関係から紹介していく点にある。それは文書の作成の動機が「大學そのものについて学生側からは年限が長いと云

ふし、教授側からは短縮は不可と云ふので、大學院の改造を試みて、教授側の年限不充分と云うことを調節しよう」とするところにある、とのべてあることからわかる。文書にしめされた改革案の成果について予言することは避けているが、「部外からいろいろと論議せられた大学制度を、大学教授自身が研究して改善しようと云うその意志は大に尊重すべく喜ぶべきもの」としている。

これまで紹介してきた当時の報道において注目される点を一、三つ指摘しておきたい。

まず第一に署名者を「少壯教授」と呼称している点である。この点は、本文書の性格を大きく特徴づけるとともに、内容にも深く関係する点である。第二は、部外からの喧しい議論に対して帝国大学教授自身が研究し、改革に積極的に発言しよう、とする姿勢をとらえ強調している点である。第三に、本文書の背景として大學院問題を捉えている点である。当時、大學院の存廢が大学の理念に深くかかわっているという判断がかなり一般化していたとみられ、その意味で注目されるのである。

二、署名者と内容

はじめに署名者の簡単なプロフィールを紹介しておこう。署名者は十六名であり、すべて博士学位を取得し、教授職についている。新渡戸稻造〔一八八一（明治十四）年七月札幌農学校卒〕を除いて、全員東京帝国大学卒業者である。教授就任時期は、ほぼ明治三年から大正五年までに集中している。以下署名者の当時の所属、担当講座名、年齢について順次記しておく。

新渡戸稻造—東京帝国大学・殖民政策・五六、 小川郷太郎・京都帝国大学、財政学・四一、 吉野作造—東京帝国大学・政治史・四〇、 中田薰—同上・西洋法制史・四一、 立作太郎—同上・外交史・四一、 上杉慎吉—同上・憲法・四〇、 大河内正敏—同上・造兵学第一・四〇、 松岡均平—同上・経済学第五・四一、 松本烝治—同上・商法第一・四一、 牧野英一—同上・刑法刑事訴訟法・四〇、 姉崎正治—同上・宗教学・四五、 雉本

朗道—京都帝国大学・民事訴訟法・四二、箕作元八—東京帝国大学・史学
地理学・五六、美濃部達吉一同上・行政法第一・四五、三瀬信三一同
上・独逸法・三九、杉山直治郎一同上・仏蘭西法・四〇、
署名者の平均年齢は四二・三歳である。さきにのべた帝国大学制度調査委員
会の委員たちの平均年齢は五二歳であった。本文書の署名者たちは、彼らより
ほぼ十歳若かったわけである。“少壯教授連”あるいは新進教授とも呼ばれた
所以である（なお、署名者中、帝国大学制度調査委員会の委員となつたのは、
大河内と美濃部の二名だけであった）。

この他に署名者の特徴をあげると、東京のみでなく京都帝国大学教授をも含
んでいる点がある。次には、法科（経済科も含む）大学教授が多数を占めてい
る点である。署名者中の法科大学教授の人数は、当時の同大学教授のほぼ四割
に達していた。それ当時法科大学については、一九一四（大正三）年に修業年
限を四年から三年に短縮され、また法科万能主義批判を受けるなど、他の分科
大学に比較して、外からの大学改革の動向に対し少なからず関心を払わざる
を得ない事情があった。さらに学生の量的増加に併し、学生の意識や就職等の
変化から、大学と社会との関係について考慮せざるを得ない事情が生まれてい
た点も見逃せない。最後に、理工系からただ一人参加した大河内正敏の存在が
注目される。大河内の存在は、本文書が第一次大戦を契機にして起こった科学
研究体制とりわけ大学における学術研究体制のあり方をめぐる改革の動向に関
わるものであることを示している、と思われる。

次に「大学制度改革案」をみてみると、まず入学資格として示されている中
等教育七ヵ年は、大正七年に公布された七年制を原則とした高等学校令を先取
りするものである。また学士の称号をもつて卒業証書としている点も注目され
る。最後に学術研究所の規定にふれておこう。学術研究所の設立主体は、明示
されていない。おそらく官立を予想しているのである。研究所は専任の学術
研究所教授と学生とから構成される。専任教授が各専門学術の研究に従事する
と規定していることは当然としても、さらに講義演習実験等の方法に依る学生
の研究指導を義務づけていることは注目される。附属（置）研究所とはだいぶ
ちがう内容である。制度上、大学とはまったく別の組織、設備を持ち、専任教
授を確保するなどが最大の眼目として受け取れるにもかかわらず、学術研究所
はその原形を大学院においている、といえる。

三、今後の研究課題について

最後に本文書と同年公布の大学令との関連にふれておこう。

單科制大学及び公私立大学の認可は大学令にも盛り込まれたが、本文書の主
題はまったく顧みられなかつた。といふのは、大学令によれば大学は「学術ノ
理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スル」を目的とし、従来の分科大学に比
べ独立性の弱い数個の学部をもつて構成されるようになり、さらに「大学院」
は各学部の上に設置された二つ以上の研究科の総合したものと称呼となつた。
すなわち、大学は学術研究と教育とを総合することを本旨としたのであった。

本文書は右の大学令にしめされたような大学の制度改革に対して大きな影響
をもたらすことができなかつた。しかし、本文書の存在は、大正期の大学改革
の研究には教育（史）的観点からのみでなく、学術史的あるいは科学史的観点

が必要であることを示唆していると思われる。

今後の研究には、まず本文書の史料批判や内容分析などさらに緻密な検証が必要であるのは当然として、さらに若干の課題を以下に摘記しておこう。

一、本文書の性格を補完する点として署名者中の誰が実際の扱い手あるいは中心人物であるのか、本文であきらかにしたほかにどのような人物に対して本文書は配布されたか等の基本的な事実問題があきらかにされねばならない。

二、大学、ことに東京帝国大学の内部の反応はどのようなものであったか。それをあきらかにするためには、東京帝国大学に総長諮問機関として設けられた帝国大学制度調査委員会の委員や議事内容と本文書との関係などを検討してみる必要があると思われる。

三、さきに述べたように本文書は孤立した案ではなく、当時数多く提出された大学改革構想のひとつである。したがって本文書の位置と意味とをはかるためには諸改革案の組織的研究が是非とも必要であると考えられる。

四、大正期の大学改革の大きな特徴のひとつにあげられる、大学に対する教育的関心の増大や大学の教育機能の重視と本文書との関係も検討する必要がある。

五、大学院制度の実態の史的究明—それ自体が本格的な研究を必要とする課題である—が本文書の背景を知るうえでなされなければならないと考えられる。

六、学術研究と教育との分離、独立という本文書の主旨と当時進行し始めた講座制の形態化及び附置研究所の設置との関係についても、考察する必要がある。すなわち、それは学術研究所とともに科学研究体制をどのように確立するかの問題と大学改革の課題との関係をあきらかにすることである。

* この点については山本潔「大学における教育・研究体制の現状」(『日本の科学者』68・3・Vol.2・No.4)に興味ある指摘があり、参考とするところが多かった。

(以印刷代膳写)

大学制度改革私見

拝啓 寒冷之候 懇々御清康奉賀候 著下名等予而より現行大学制度に改正を加ふるの必要可有之と考慮罷在候処今回教育制度全部に付多年

の懸案を解決する目的を以て教育調査会を開設せられ審議追々大学制度に及ぶべき旨聞及候に付寄々話し合ひ別紙の如く下名等の私案相立て候就而は御同様常に憂慮致居候問題に有之互に意見を交換し講究の上最善の改正案相立て候事此際極めて肝要と存候間別紙私案に理由書説明書相添御手許に差し候御意見御示し被下候様切に願上候右は參上懇談可申上答に候得共多数の方々に有之以書面得貴意候 敬具

大正七年一月

順ハロイ

法学博士 新 渡 戸 稲 造	農学博士 新 渡 戸 稲 造
法学博士 小 川 郷 太 郎	法学博士 吉 野 作 造
法学博士 立 作 太 郎	法学博士 田 薫 郎
法学博士 上 杉 慎 吉	法学博士 上 杉 慎 吉
工 学 博 士 大 河 内 正 敏	工 学 博 士 大 河 内 正 敏

法学博士 松岡均
法学博士 松本丞治
法学博士 牧野英一
文学博士 姉崎正治
法学博士 雉本朗造
文学博士 箕作元八
法学博士 美濃部達吉
法学博士 三瀬信郎
法学博士 杉山直治

大学制度改正私見

今や政府は多年の懸案たる学制改革実施の為めに教育調査会を設けて大中小の学制に根本的改革を加へ能く時勢の要求に応し将来の進運に副はんことを期すと云ふ是に國家文運の慶事と為すべし其等職を帝国大学に奉じ夙に現行大学制度が国家の需要に応ずるの學術技芸を教授し及其蘊奥を攻究するの目的を達するに足らざるを憂慮しが改善の途を講ずること歳久し偶も政府の此企図あるに際し改革私案一篇を草して世間同憂諸賢の熟慮を煩はさんと欲す

某等以為らく現行大学制が時勢に適合せざる所以は主として国家の需要に応ずる専門の学芸を教授し且其蘊奥を攻究するの両目的を併有することに在りて存すと從て私案の要旨は大学の本体を以て国家社会の需要に応ずる専門の学芸を教授するの学府なるに止め現在の帝国大学各分科大学各種専門学校（私立大学をも含む）を適宜改造して全国に多數の大学を設置し以て社会の需要に応せしめ別に學術の蘊奥を攻究するの設備として學術研究所を創立し以て世界文運の進歩發達に副はしめんとするに在り乞ふ左に聊か其理由とする所を開陳せん

現在の帝国大学は創立以来既に年所を経ること久しう各方面に有為の人物を供給して能く国家社会の需要を充たし帝国の文運に貢献したこと多大なりと

雖も今や既に当初創立の目的に副ふこと能はざるに至れり其然る所以の理を求むるに之れ全く輓近十數年間内外に於ける急激なる學術の發達と社会の進歩との致す所ならずんばあらず蓋し社会の急速なる発達は今日の如き三四四年程度の大学をして専門実務教育を施すの外余力無きに至らしめ學理の長足なる進歩は現在大学の如き小規模の設備を以てしては到底學術の蘊奥を攻究して其進歩を図ること能はざるに至らしめたればなり是れ即ち某等が専門的知識の大要と実務的教育とを授くるの学府を以て大学となし學術の蘊奥を攻究することにては別に之を完備整頓せる他の機関に委ねることを以て最も時勢に適應すと思考する所以なり

之を現今大学の門に蟄居する学生の希望に稽ふるも亦彼等は固より皆悉く學術の蘊奥を攻究せんと欲するものに非ず高等の専門教育を受け直ちに之を実地に應用して国家社会の各方面の需要に応ぜんとするものにして国家社会の彼等に期待する所も亦多くは此に在りて存す更に之を現在帝国大学の実情に顧るに大學が其主力を傾注する所も亦遂に実務活用を主眼とする専門教育の外に出でざるの状態に在り蓋し現行帝国大学令に依れば帝国大学は大学院及分科大学を以て構成し大学院は學術技芸の蘊奥を攻究する所なりと云ふと雖も實際の施設に至ては不備甚をしく又其成績に至りても遺憾とすべきもの多きは關係者の熟知する所にして分科大学は學術技芸の理論及應用を教授する所なりと称すと雖も多少高尚なる学科深遠なる理論の教授に至てはもと学生一般の希望に副はざるのみならず輒もすれば彼等の負担を過重ならしめ修業年限を延長せしむるの恐あるが故に啻に其充分を期すること能はざるのみならず往々にして有名無実に近きものあるが故なり学生の希望社会の期待已に斯の如く大学の実情亦斯の如くんば寧ろ斷然専門教育と學理研究との両目的を分離独立せしめて之を別個の機関に委し各々其特質を發揮せしめて余蘊なからしむるの勝れるに如かず是現行大學令の目的を充実し大学教育の能率を更に増大せしむる所以なり

学教員の力に依ると称したる旧時の套語を改めて戦争は専門学の力に依るものと云ふべく直ちに実地に施用して各方面の中堅となり国家の実力を構成すべき多数の専門家を養成するは正に興國的一大要件なりとす而して学生の此需要に応ぜんとする者大学の門に薦集すと雖も国家は之を収容することを得ざるの実情は帝国学制的一大欠陥にして各地に多数の大学を増設するは國家の發展上方に刻下の急務なりとす之が為めには独り官立大学のみならず私立大学の増設をも誘導奨励すべく独り綜合大学のみならず単科大学の設立をも許容すべく此点に関しては固より大学の種別を論ずるの要なしと雖も専門的教育を施すと同時に学術の蘊奥を攻究せんと欲し「兎を追ふて而がも一兎を獲ること能はざる現在の帝国大学の如きものを増設するは社会が現に蒙りつゝある高等教育の流弊を益々多大ならしむるの外何等の利なく又之が設備を完成する上より見るも所要経費の過多なる点より云ふも事実不可能に属す今若し私案の如く大学の本体を以て純ら高等専門の学術技芸を教授するの府たるに止まらしめんか其設備は今之の帝国大学よりも累縮することを得べく経費も亦從て節約さるに至るべく官公立大学を増設し私立大学を改造すること亦容易なるべし若夫れ学術研究所に至ては固より十二分の設備と経費とを要すと雖も其数は必ずしも多きを望ます且地方に依りては大学と併置し二者の設備を互に通用せしむることを得べきが故に其経費は比較的少額を以て足るべし

備を以てしては殆ど其実効を挙ぐこと能はざるは関係者の齊く認むる所なり惟ふに今次歐洲大戦乱平定の後に必然到来すべき思想界の変動及び經濟界の革命は各國を通じて理工医農等の自然的物質的諸学科と共に哲学宗教文芸歴史政治經濟法律等社会的諸学科の深遠なる研究を益々必要とするに至るべきが故に我国に於ても此等諸学科の為めに大規模の研究所を創立して以て世界の大勢と文明の進歩とに後れざるの覚悟なかる可らず

謹て大正六年九月二十一日臨時教育会議設置の上諭を拝読するに曰く「朕中外の情勢に照し國家の将来に稽へ内閣に委員会を置き教育に関する制度を審議し其の振興を図らしむるの必要を認め臨時教育会議旨制を裁可し茲に之を公布せしむ」と某等が現行大学制を改正して大学を以て専ら社会各方而の中枢として活動すべき専門學士を養成するの学府となし別に完備せる學術研究所を創設して以て世界文運の進歩に伴はしむるの案を立てる所以のものも亦實に中外の情勢に照し國家の将来に稽へ之を内にしては我国高等教育の振興を図りて以て國力の充実を期し国民の識見を高め之を外にしては世界文明の進歩に貢献して以て人類の福祉を増進せんとするの微意に外ならず

大学制度改革案

国家の須要に応ずる専門の学術技芸を教授し及其蘊奥を攻究するの目的を以て大学並に学術研究所を置く

第一 大 学

- 一 大学は国家の須要に応ずる専門の学術技芸を教授するを以て目的とす
- 一 現在の帝国大学各分科学大学専門学校（私立大学を含む）を適宜改造して大学となす
- 一 大学は綜合又は単科とす
- 一 大学は官立公立又は私立とす
- 一 大学の修業年限は三ヶ年又は四ヶ年とす
- 一 大学は中等教育七ヶ年を卒へたる者を入学せしむ
- 一 大学を卒業したる者には学士の称号を授与す

第一 学術研究所

- 一 学術研究所は学術の蘊奥を攻究するを以て目的とす
- 一 学術研究所には大学卒業者中優秀なる者を入学せしむ
- 一 学術研究所に数個の分科を設く
- 一 学術研究所の課程研究方法等は各分科自ら制定施行す
- 一 学術研究所に入りて定規の年限以上研究に従事したる者は別に定むる所の学位試験を受くることを得しむ

説明書

- 一 大学は国家の須要に応ずる専門の学術技芸を教授すと云ふは現行帝国大学令にては学術技芸の理論及応用を教授するの意味となすも本案にては国家社会に須要なる専門的知識の大要と実務的教育とを授くるの意味と解すべし從て現在の帝国大学分科大学にて教授する学科に多少変更を加へ其一部は之を学術研究所に移すの要あるべし
- 一 現在の専門学校を改造して大学となすに方りては各学校に就て各々考慮処置^(フコ)を当然とす從て現在の専門学校を悉く改造するの要なく又た必ずしも全然同一形式の大学となすことを必要とせず其本体に於て一致する所あれば可なり
- 一 大学は綜合若くは官立に限るとなすが如きは実際の需要を顧ざる拘泥の見のみ其如何なるものを單科とすべきか公私立大学の設立に如何なる条件を設くべきは別に研究すべし
- 一 学術研究所の名称に仮に定むるのみ
- 一 学術研究所は大学とは制度上全然別個の設備なりと雖も地方に依りては後者と併置し両者をして互に設備及教授の一部を通用せしむること便宜ならん
- 一 学術研究所には大学卒業の後更に或期間学術の蘊奥を攻究するの希望と能力とを有する者を入学せしむるを原則とす之れ学力の優秀なることを入学資格となす所以なり然れども学力優秀なる以上は出身大学の官公私立の如何を問ふを要せず但入学資格を定むるの方法は各大學の推薦に委ねべきか学術研

究所の選抜試験に依るべきかは更に攻究を要す或は又大学出身者にあらずと雖も検定試験を施して入学せしむるも可ならん

一 学術研究所に幾種の分科を設くべきかは別の考案に譲ると雖も其組織は必ずしも綜合たるを要せず単科も亦認めて可なり

一 学術研究所教授は各専門学術の研究に従事するの傍講義演習実験等の方法に依て学生の研究を指導するの任務を有するものとす但此等の方法は各分科をして適宜制定施行せしむるを可とす

一 学術研究所入学する者は各自特殊の学科若くは問題に付て教授の指導を受け之が研究に従事するものとす而して其研究方法たるや極めて自由を貴び敢て在学年限を定め卒業試験を課する等の拘束を加ふることなきを可とす從て或は一生此處に留て研究に従事することを得べく或は自修一両年後退学することを得べし但國家が学術奨励の為に定めたる学位試験を受けんと欲する者の為には在学年限其他の条件を設くるを可とす

附言 本案は全く前記十数人の私案のみ我同僚中本案に対しても既に賛成を表せらるゝ者尚ほ數名ありと雖も之を以て大学教授全部の意見を代表するものと誤解せざらんことを切望す

(なかのみのる・百年史編纂室)